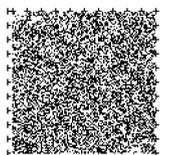
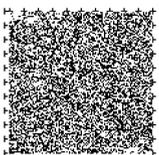


## 第5章 計画の内容

---







## 第5章 計画の内容

### 1 地域共生社会の実現のための体制づくり

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心して年齢を重ねることができるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を実現するための取組として、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に係る関係部課が連携した包括的な支援体制の構築を目指します。また、高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、関係機関、関係団体等との連携ネットワークによる支援体制の充実に努めます。合わせて、住まいの安定的な確保や道路のバリアフリー化など、長寿社会を支える環境面の整備にも取り組みます。

#### (1) 市独自の高齢者施策の充実

##### ① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

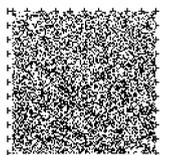
高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

事業名	事業の内容
「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進	「みたか高齢者憲章」の理念に基づき、高齢者施策を実施します。

##### ② 介護・福祉ニーズの適切な把握

新たな福祉サービスの充実、必要な介護・福祉サービスの提供及び支援を行うため、高齢者の実態調査等を実施し、的確なニーズの把握に努めます。

事業名	事業の内容
実態調査の実施	介護保険事業の円滑な運営に当たって、的確なニーズや実情を把握するため、各種調査等を実施します。調査等の実施に当たっては、当事者である高齢者等の意見も踏まえて調査方法等について検討し、回収率の向上等に努めます。



■計画期間中の目標

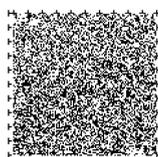
事業名	目標	取組
実態調査の実施	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 60% 要支援・要介護認定者と介護者の生活と福祉に関する実態調査 75% 介護サービス事業所調査 80% 介護・看護職員調査 50% 【令和7年度目標値】	令和7年度に実施予定の「高齢者の生活と福祉実態調査」において、調査方法等の見直しにより回収率を向上させます。

(2) 関係機関等との連携

① 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

関係各課と連携しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進し、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、担当部署の垣根を越えた連携を強化します。

事業名	事業の内容
福祉総合案内の充実	市民のニーズにあったサービスの提供を目的に、福祉サービス等を総合的に案内する窓口の在り方について検討を加え、改善を進めます。
障がい福祉部門との連携	障がいのある高齢者等の支援が適切に行えるよう、施策の展開に当たっては三鷹市障がい者(児)計画との整合性を図るとともに、障がい福祉部門との連携をより一層深めます。障害福祉サービスから介護保険サービスへ円滑に移行ができるよう、障がい分野と情報を共有することによって支援体制の向上を図ります。また、障がいのある高齢者に対する介護についての理解の促進や技術の向上のための取組を推進します。
生活・就労支援窓口との連携	経済的な理由等で不安や心配を抱えている方の相談を受ける生活・就労支援窓口と連携し、経済的な課題を抱える高齢者等の支援を行います。
消費者被害・特殊詐欺被害等防止体制の充実	高齢者を狙った訪問販売等の悪質商法や「振り込め詐欺」、「還付金詐欺」等のいわゆる特殊詐欺による被害を防止するため、令和5年4月1日から消費者活動センターをはじめとする庁内関係部署と、地域包括支援センター、三鷹警察署を構成員とする「三鷹市消費者安全確保地域協議会」を設置しています。引き続き、被害の防止と見守りの強化に向けて、関係機関の連携を図ります。
関係機関、関係団体等との連携による施策の充実	警察署、消防署、郵便局、見守りネットワークの協力団体等と連携し、高齢者を犯罪や災害から守り、安全で安心した生活を継続できるように支援します。
民生・児童委員等との連携強化	地域の高齢者の実態を把握し、支援の必要な高齢者に的確にサービスを提供することができるよう、地域の民生・児童委員等との連携を強化します。
NPO法人、ボランティア団体等への支援・連携	市内で活動する福祉・介護に関するNPO法人、ボランティア団体等と連携し、福祉環境の向上を図るとともに、人財確保への協力など必要な支援を行います。



### (3) 地域を拠点としたまちづくりの推進

#### ① 地域における身近な相談体制の充実

地域における高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能の周知と充実を図ります。高齢者の総合相談に応じるほか、三鷹市との協働で高齢者総合調整会議や権利擁護センターみたかの事例検討会等を活用しながら、困難事例等への対応を図ります。また、多職種や地域住民との協働により地域包括ケア会議を開催し、個別課題の検討から地域のニーズを把握し、政策提言につなげます。課題抽出や解決策の検討方法を見直すことにより、効果的な政策提案を目指します。

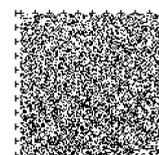
事業名	事業の内容
地域包括支援センターの機能充実	介護サービス事業者、医療機関、民生・児童委員、ボランティア団体その他の関係者と連携を図り、高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能の周知と充実を図り、職員の資質の向上に努めます。
地域包括ケア会議の充実	地域包括ケア会議の持つ5つの機能（「個別課題の解決」「地域支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」）を活用し、個人への支援とそれを支える社会基盤の整備を図ります。

#### ② 地域共生社会に向けた包括的支援

ダブルケア、8050問題など複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」に向けた取組として、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に係る関係部課が連携した包括的な支援体制を構築します。

地域福祉コーディネーターを全地区に配置し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「相談支援」、社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域社会からの孤立を防ぎ活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を推進します。

また、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを継続利用できる「共生型サービス」の普及・啓発などを行います。

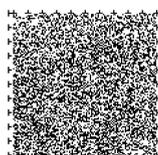


事業名	事業の内容
包括的な支援体制の構築と重層的支援体制整備事業の推進	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づく、ダブルケア、8050 問題など市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制の構築及び「重層的支援体制整備事業」を推進します。
地域福祉コーディネーターの拡充	全地区に地域福祉コーディネーターを1人ずつ配置し、各地域における巡回相談等を通して、課題を抱える方を必要なサービスや地域活動につなげます。
共生型サービスの普及・啓発	障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを継続利用できる「共生型サービス」について普及・啓発を行うとともに、共生型サービスを実施する際の国、東京都の補助制度の情報提供等を行います。

### ③ 地域の見守り体制の充実と発展

「コミュニティ創生」の取組の一つとして、7つのコミュニティ住区で全市展開した「地域ケアネットワーク」の多様な活動の充実を支援します。

事業名	事業の内容
地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展	市内7つの「地域ケアネットワーク」（住民協議会や町会・自治会、商店会、ほのぼのネット、ボランティア団体、地域包括支援センター等によって構成）の活動による、居場所づくりや見守り支援、福祉サービス提供等に関する支援の検討・展開を図ります。また、「地域ケアネットワーク」が自ら課題を発見し、解決に取り組むための支援を市が関係団体と連携して行います。
見守りネットワーク事業の推進	市民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワーク、民間事業者等の見守り協力団体等と協働で、子どもから高齢者までの生命に関する緊急事態等に対応する「見守りネットワーク事業」の取組を進めます。
災害時避難行動要支援者支援事業における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	災害対策基本法の規定に基づき、避難行動要支援者について避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援等関係者に対してその情報を提供することで、避難支援体制の整備に取り組みます。特に個別避難計画の作成に当たっては、対象者と関わりのある介護サービス事業者等と連携を行います。また、個別避難計画の作成を推進するため、関係事業者が出席する会議において、担当職員が事業説明を行うなど、今後も介護サービス事業者等への本事業の周知を図ります。



## (4) 長寿社会を支える環境の整備

### ① 高齢者の住まいの安定的な確保

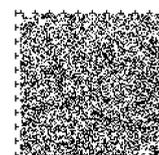
高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らし続けることができる環境整備を誘導・促進します。

事業名	事業の内容
住宅改修に係る費用の補助	要介護状態等になっても、いつまでも住み慣れた自宅で生活ができるように、住宅改修に係る費用等の一部を助成します。
高齢者入居支援・居住継続支援事業の推進	住宅の確保に際して保証人が確保できない高齢者への支援策として、保証会社との連携により、高齢者の入居支援を推進します。
高齢者住宅の転換	住宅セーフティネット制度の活用や新たな見守り制度の仕組みの検討など、民間との連携によるきめ細やかな居住支援へと転換を図りながら、既存の福祉住宅の在り方を見直します。
賃貸住宅への入居相談体制等の住まいの支援の充実	高齢者が安心して住み続けられるように、居住支援法人との連携等により民間賃貸住宅の住替え等における相談体制の充実を図るほか、新たな幅広い高齢者の住環境の支援策について、居住支援協議会設立の動向を踏まえながら検討を進めます。

### ② 日常生活や社会活動への参加を支援する環境整備

移動支援サービスの利用促進のほか、バリアフリーのまちづくりの推進、買物環境の整備により、高齢者の日常生活や社会活動への参加を支援します。

事業名	事業の内容
移動支援サービスの利用促進	一般の交通手段を利用することが困難な高齢者の移動手段として利用できるリフト付タクシー事業、リフト付バスを利用した福祉バス事業の充実に努めます。 併せて、福祉有償運送として移送サービスを行っている「特定非営利活動法人みたかハンディキャブ」への支援を継続します。 また、公共交通の利便性の向上として、A I デマンド交通の検証結果なども踏まえ、誰もが安全で安心に移動できる交通環境の整備に努めます。
バリアフリーのまちづくり基本構想の改定と推進	改定するバリアフリーのまちづくり基本構想に基づき、教育啓発特定事業の拡充、事業者が作成する特定事業計画の実施により、バリアフリーに理解のある住みやすい環境づくりを推進します。
道路のバリアフリー化の推進	歩道段差の解消、電柱の移設等を推進し、快適で安心して歩ける道路空間を整備するとともに、歩行者の安全確保に配慮したバリアフリー化を計画的に推進します。
建築物のバリアフリー化の推進	各地域特性や施設検証を踏まえ、各施設管理者と合意形成を図りながら新たな生活関連施設及び生活関連経路の指定など、各地区内バリアフリー化に向けた新たな取組を進めます。
買物環境の整備	関係機関や地域団体等と連携し、日常生活用品等の買物が困難な高齢者のために、ネットショッピングの啓発をはじめ、容易に買物ができる環境整備を推進します。



高齢者が、地域や社会との関わりの中で、生きがいを持ち、いきいきと健康に暮らしていくことができるよう、地域活動・生涯学習施策等を推進します。また、高齢者の持つ多様な就労ニーズに応えるため、一人ひとりが豊かな知識や経験を活かして自分らしく働くことができる就労機会の創出を積極的に進めます。

### (1) 高齢者の就業、生きがい活動等の支援・充実

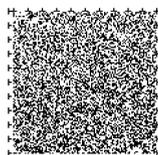
#### ① 高齢者就業支援事業の推進、生きがい活動の支援・充実

健康で就労への意欲があるにもかかわらず場所や機会に恵まれない高齢者に対して、シルバー人材センターやわくわくサポート三鷹と連携して、就業の場の開拓や情報提供を行い、高齢者の培ってきた知識や技能を活かした就業機会の拡充に努めます。

また、地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手として、高齢者が培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人と団体とのマッチング推進事業の充実を図り、生きがい活動に対する支援を推進します。

さらに、高齢者を含む市民等の学習機会の拡大を図るとともに、主体的な学習活動を支援します。また、「スポーツを通じた心と体の健康都市づくり」の実現のため、「健康・スポーツの拠点」であるSUBARU総合スポーツセンターを中心に、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、「健康・体力相談事業」を指定管理者との連携により推進します。

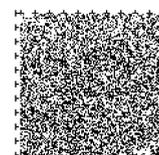
事業名	事業の内容
「わくわくサポート三鷹」の運営の支援	おおむね 55 歳以上の市民を対象とした、地域における就業機会の創出や多様な働き方の紹介を行う「わくわくサポート三鷹」の運営支援を引き続き行います。
シルバー人材センターの運営支援	高齢者の就労と生きがい活動の拠点であるシルバー人材センターの運営支援を引き続き行います。
就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置の検討	高齢者の社会参加等を促進するため、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の配置を国や東京都、他市の動向をみながら検討していきます。
高齢者社会活動マッチング推進事業の充実	高齢者の主体的な社会活動の活性化を目指し、専門的な知識や経験を有する高齢者の能力や知識を、地域で活用したい、又は必要とする個人と団体へ貢献できるような仕組みである高齢者社会活動マッチング推進事業（三鷹いきいきプラス）について、ICTの進化等に対応した事業内容の拡充を図ります。
多様な社会活動等の推進	生きがいや健康づくりのために、高齢者が参加する老人クラブ活動やボランティア活動等、多様な社会活動を推進します。また、元気な高齢者が、介護が必要な高齢者を支える仕組みを構築する等、地域の中で、高齢者が活躍できる場の提供を進めます。



事業名	事業の内容
生きがい活動の場の提供	ボランティアグループ等の活動を支援するために、福祉住宅の談話室の活用等、活動の場の拡充を検討します。
生涯学習活動への参加機会の充実	生涯学習センターを活用し、各種実施事業における市民アンケートや利用者懇談会での利用者の声等で把握したニーズを参考に、シニア世代を対象とした市民意識・生きがい活動の向上のための生涯学習講座の充実を図ります。特に、オンライン講座等の「新しい生活様式」に適応したプログラムは需要が高く、引き続き提供していきます。 また、三鷹ネットワーク大学等との連携により、高齢者福祉に関する講座・福祉の人財育成プログラム等を提供します。
健康・体力相談事業の拡充	健康・体力相談事業により、市民の自発的・継続的な運動の推進を図り、スポーツを取り入れた健康づくりの支援をしていきます。
「健康体操」等スポーツ・レクリエーション活動の推進	市民一人ひとりの健康増進を図るため、スポーツをする時間が持てない市民やスポーツに関心のない市民でも気軽に運動できるよう、「健康体操」促進のための支援、軽い運動の紹介など市のイベント等をきっかけとして個人の意識に働きかけることで、継続的なスポーツ活動の推進を図ります。
高齢者や障がい者のスポーツ機会の充実	高齢者や障がい者のスポーツ機会を充実させるために、健康・福祉の関係部署と連携し、それぞれの状況に配慮したスポーツの機会の充実を図ります。また、障がい者スポーツを通して、障がいのある人もない人も互いに尊重し、理解し、支えあえる共生社会の実現を目指します。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
高齢者社会活動マッチング推進事業の充実	マッチング件数 80 件 【令和 8 年度目標値】	能力、知識、技術、経験等を持つ高齢者とそれらを必要とする個人と団体を、ICT等を使って結びつけることにより、高齢者の主体的な社会活動が活発になることを目指します。

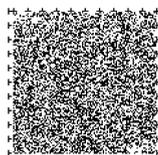


## (2) 地域福祉の担い手としての活動支援

### ① 地域福祉の担い手としての活動支援

地域福祉ファシリテーター、傾聴ボランティア等の担い手の養成や、地域で活躍している方との連携強化を行うなど、高齢者が地域における福祉活動の担い手として活躍できる場を拡充していきます。

事業名	事業の内容
地域福祉ファシリテーターの養成	身近な福祉活動を企画・実施できる能力を身に付けた市民を「地域福祉ファシリテーター」として養成し、地域で支え合い活動を行う市民の裾野を広げます。
傾聴ボランティアの養成	高齢者や障がい者の自宅等を訪ね、相手の心に寄り添って話を聴く「傾聴ボランティア」の活動を継続し、定期的に傾聴ボランティア養成講座を実施します。
「三鷹市地域ポイント事業」の利用促進	令和6年度からの本格運用を目指す「三鷹市地域ポイント事業」について「みたか地域ポイント」の活用により、ボランティア活動や地域活動を促進するとともに、コミュニティ及び地域経済の活性化を図り、地域課題の解決や地域のにぎわいを創出します。



高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に取り組み、生きがいを持って毎日を送ることを目指します。身体機能の低下や要介護状態への移行、介護状態の重度化の予防を図るため、孤立防止を前提として、介護予防・健康づくり事業の一層の充実を図ります。

(1) 健康づくりの推進

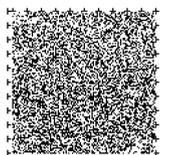
① 早期からの健康づくり・介護予防の推進

健康寿命の延伸を目標に、要介護状態になる前から積極的に健康づくりに取り組めるよう、三鷹市介護予防体操「(通称) うごこっと体操」の周知と、一般介護予防事業として実施している介護予防教室の充実に努め、心身の健康の維持増進を図ります。また、健診データを分析・活用した健康課題に基づく効果的な事業を展開し、他の介護予防事業との連携に努めます。

特に、75歳以上の後期高齢者については、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険制度の介護予防事業を一体的に実施することで、より効果的かつきめ細やかな支援による高齢者の健康保持・増進を図ります。

高齢者をはじめとする地域住民が、他者とのつながりの中で主体的に「通いの場」等の多様な社会参加を継続できるよう支援するとともに、各事業の連携により「通いの場」づくりを推進します。健康なうちから地域の活動に参加する高齢者を増やすことにより、高齢者の孤立を予防し、地域とのつながりの強化を図ります。

事業名	事業の内容
疾病予防の推進	市民の健康を守るため、がんをはじめとする生活習慣病に関する予防対策、各種健康診査の受診率向上への働きかけ等を実施することにより、早期発見・早期治療を目的とした疾病予防を推進します。
介護予防教室の充実	65歳以上の全ての高齢者を対象に、介護予防教室を実施し、要介護状態になることへの予防及び要介護状態の重度化防止に努めます。地域包括支援センター、社会福祉協議会、住民協議会等と連携し、より身近な場所で多くの方が参加できるよう、一般介護予防事業の更なる充実を図ります。
健診データを活用した介護予防の推進	要介護状態になることを予防するため、多様な関係機関との情報共有、健診データを活用した効果的な事業の展開や介護予防事業との連携等によって、更なる事業の充実を図ります。

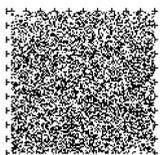
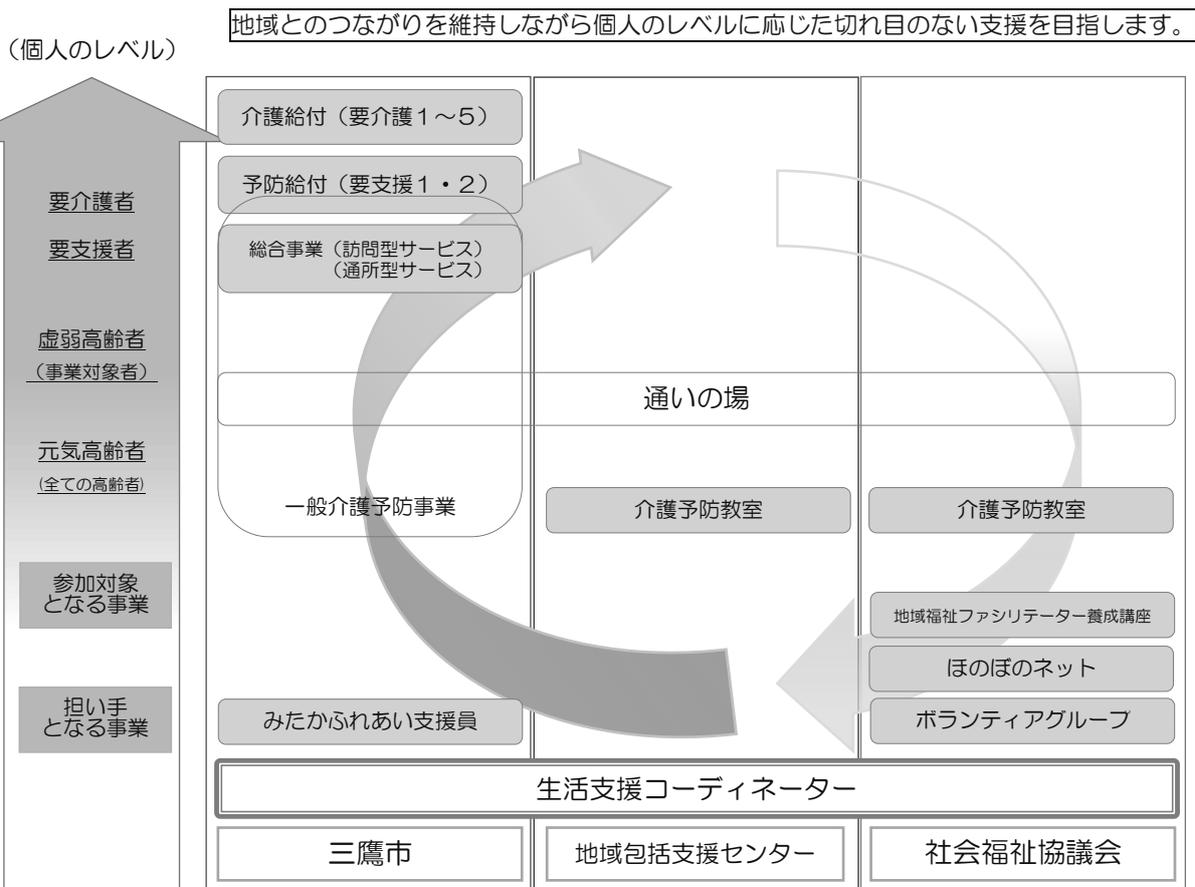


事業名	事業の内容
高齢者の「通いの場」の充実	地域の身近な場所で、介護予防を目的に自主的・継続的に開催され、誰もが参加できる市民運営の居場所である、「通いの場」の拡充を図ります。生活支援コーディネーターやリハビリテーション専門職等による関与、一般介護予防事業との連携などを強化し、運動や趣味活動、認知機能低下予防の取組など、介護予防やフレイル予防に資する多様な活動を推進します。また、コロナ禍を経て活動を再開した団体、屋外での活動やデジタルツールの活用した「通いの場」の継続を支援します。
リハビリテーションサービスの充実	要介護（支援）者の方の心身の機能向上を目指し、リハビリテーションサービスの充実に向けた取組の実施を検討します。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
高齢者の「通いの場」の充実	参加者 3,400 人 【令和 8 年度目標値】	自主的、組織的、継続的に介護予防に取り組むグループの立ち上げを支援するとともに、運動や趣味活動、認知機能低下予防の取組等を含む多様な社会参加の活動を推進します。

● 介護予防関連事業イメージ図



## (2) 介護予防・生活支援体制の充実

### ① 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスの充実を図ります。

事業名	事業の内容
介護予防・生活支援サービス事業の充実	ボランティアやNPO法人など、多様な主体を担い手とした在宅サービス（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス）の導入の可能性を含め、介護予防・日常生活支援総合事業における在宅サービスの充実に必要な取組を行います。
みたかふれあい支援員制度の充実と就労につなげる仕組みの整備	市民が介護サービスの担い手として活躍できる「みたかふれあい支援員」について、介護サービス事業者の意見や活動実績も踏まえながら、制度の充実を図ります。養成講座の受講者が実際の就労につながる割合が増えていくよう、就労につなげる仕組みの構築についても引き続き検討します。

#### ■ 計画期間中の目標

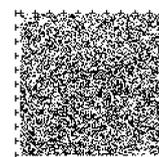
事業名	目標	取組
みたかふれあい支援員制度の充実と就労につなげる仕組みの整備	登録者数 120人 【令和8年度目標値】	基準緩和サービスの今後の需要動向や活動実績を踏まえて、人員の確保を図ります。

### ② 生活支援体制整備事業の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、地域資源の開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングに努めるとともに、三鷹市内と周辺地域の介護・医療・地域資源等の情報提供に努めます。

また、地域ケアネットワークや地域福祉コーディネーター等、地域における多様な関係者や企業とのネットワークの構築を図り、生活支援コーディネーターの活動の充実を図ります。

事業名	事業の内容
生活支援コーディネーターの活動の推進	地域の課題や資源の把握、関係者間のネットワーク構築、「通いの場」など住民主体の活動の立ち上げ、活動継続の支援、マッチングなど、生活支援コーディネーターの活動の推進を図ります。
協議体の充実	多様な関係者の情報共有、連携・協働による取組の推進のため、生活支援体制整備に係る各協議体の充実を図ります。
介護・医療・地域資源情報データベースシステムによる情報の把握と発信	介護・医療の情報に加え、介護予防の活動などの地域資源情報を一元的に把握・管理し、検索・発信できる「介護・医療・地域資源情報データベースシステム(三鷹かよおっと)」の運用を行い、ウェブサイトでも情報発信を行います。



認知症等により判断能力が低下しても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく、尊厳と希望を持って、家族や地域の人と穏やかな生活を送ることができるよう、地域、学校、企業等と連携して「認知症にやさしいまち三鷹」のまちづくりを推進します。令和5年度に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、市の条例制定や計画策定について取組を進めるとともに、認知症施策の推進体制の強化を図り、地域展開の拡充と施策全般の充実を図ります。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、認知症高齢者を地域で支える制度の活用のほか、高齢者虐待防止のための啓発活動や早期発見・早期対応の体制充実に取り組みます。

## (1) 認知症高齢者の支援

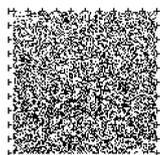
### ① 地域の連携による認知症高齢者への支援

認知症の早期発見・早期診断体制を整備するとともに、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医、専門医療機関等との連携を図ります。

事業名	事業の内容
認知症相談の充実と医療機関との連携強化	かかりつけ医、専門医療機関等と連携しながら、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、「もの忘れ相談シート」等による行政・医療・介護関係者の連携体制の充実を図ります。
認知症初期集中支援推進事業の推進	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を中心に、早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進します。
認知症地域支援ネットワーク会議	医療関係者及び介護サービス事業者等を構成員とする「三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議」を開催し、認知症高齢者を支える関係者が連携して認知症に関する現在の取組状況を検証するとともに、新たな施策を検討します。同会議の検討においては、認知症の人本人とその家族の参画や意見聴取に努めます。
若年性認知症の人への支援と相談体制の充実	65歳未満で発症する若年性認知症は、働き盛りに発症し、本人や家族が被る経済的損失、精神的負担は大きなものがあるため、東京都多摩若年性認知症総合支援センター、地域包括支援センター等と連携しながら、相談体制の充実を図ります。

### ② 認知症の人本人とその家族への支援

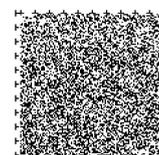
認知症の人本人とその家族への支援を目指し、広く市民に向けた普及啓発に取り組むほか、家族のための介護教室や介護者交流事業などを実施します。認知症施策全般において、認知症当事者の意見を尊重することにより、認知症の人本人とその家族に寄り添い、地域で支える「認知症にやさしいまち三鷹」のより一層の推進を図ります。



事業名	事業の内容
認知症高齢者を介護する家族への支援	認知症高齢者を介護する家族を対象に、日頃の悩み相談や介護方法に関する教室の開催等、日常の介護による負担感の軽減を目的とした事業を推進します。
認知症への理解を深める取組の推進	市民の認知症に対する理解を深め、認知症高齢者を地域で支える意識を醸成するため、地域包括支援センターや市民団体等と連携して、認知症の人本人の意見も取り入れた認知症に対する市民への啓発を行い、「認知症にやさしいまち三鷹」への理解を深める活動を推進します。
認知症サポーターの養成とチームオレンジの構築	認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていけるように、窓口等で高齢者に対応することが多い民間企業等に働きかけ、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して手助けをする認知症サポーターを養成します。 また、認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築を推進するため、認知症サポーターが自ら課題を発見し、課題の解決や必要な支援の創出に主体的に取り組むための支援を行います。
行方不明・身元不明高齢者の見守り体制の整備	国や東京都の動向を注視しつつ、認知症により居場所が分からなくなった高齢者を早期に発見できる仕組み等、地域において認知症高齢者を見守る体制の充実を図ります。
認知症ガイドブックの活用	認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れや地域の活動等を掲載した認知症ガイドブック（ケアパス）を活用し、市民や医療・介護関係者に情報提供する体制の充実を図ります。
認知症施策推進のための条例制定及び計画策定に向けた取組	共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえ、市の条例制定及び計画策定について取組を進めます。計画等には、認知症の人本人とその家族の意見を反映させます。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
認知症サポーターの養成	認知症サポーター数 13,600人 【令和8年度目標値】	認知症高齢者を地域で支える担い手（認知症サポーター）を養成し、認知症になっても地域で安心して暮らしていけることを目指します。



## (2) 高齢者の権利擁護の推進

### ① 権利擁護センターみたかの運営の充実と成年後見制度の推進

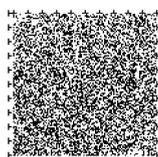
認知症高齢者等が必要なサービスを選択しながら、地域で自立して生活するための支援として、権利擁護センターみたかの充実と成年後見制度の利用促進を図ります。「三鷹市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護センターみたかを中核機関と位置づけ、既存の広報機能、相談機能に加えて利用促進機能、後見人支援機能の充実に努め、地域連携による支援体制の強化を図ります。

事業名	事業の内容
権利擁護センターみたかの運営の充実	判断能力が低下し、日常生活の継続が困難な高齢者等を対象に、三鷹市社会福祉協議会と協働し、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応の専門相談等を行う権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。
三鷹市成年後見制度利用促進基本計画の推進	権利擁護センターみたかを中核機関として、権利擁護に関する支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるための地域の保健・医療・福祉による連携ネットワークの強化に努めます。
成年後見制度の周知・推進	判断能力の低下した高齢者を地域で支えるために、成年後見制度を周知するとともに、必要とする人が誰でも利用できるような成年後見人等報酬等支払費用助成制度を推進します。

### ② 高齢者虐待防止の充実

高齢者虐待防止に対する啓発活動を推進するとともに、民生・児童委員、地域包括支援センター等地域との連携強化により、虐待の予防、早期発見及び早期対応に努めます。

事業名	事業の内容
高齢者虐待防止と対応の充実	高齢者虐待防止に関する普及啓発活動、高齢者虐待対応マニュアルの活用等について、地域包括支援センター等の関係機関と協働し、高齢者虐待防止体制の充実を図ります。
緊急保護の実施	高齢者を緊急に保護するため、特別養護老人ホーム等との提携により、緊急保護施設の確保を進め、適切な緊急保護を実施します。
虐待事例等への対応機能の強化	法律、医療、介護等の専門的な見地から、高齢者及び養護者の抱える問題の早期解決を図るため、弁護士、医師、介護サービス事業者等の専門家により構成されている「高齢者総合調整会議」や権利擁護センターみたかの「事例検討会」を積極的に活用することにより、虐待事例等への対応機能の強化に努めます。



## (1) 福祉 Labo どんぐり山による在宅医療・介護の推進

## ① 企業・大学等との協働による先進的な技術・サービスの実装

在宅医療・介護研究センターにおいて、企業や大学等との協働により、高齢者やその家族の在宅生活を支える研究開発や最新技術の活用を推進します。

事業名	事業の内容
共同プロジェクトの実施	市民や介護サービス事業者へ成果を還元できる企業や大学等と実施する共同プロジェクトについて、連携する団体を拡充します。在宅医療・介護研究センターが持つ行政課題の解決のための機能について、強化に取り組みます。
協働研究推進室の活用	福祉 Labo どんぐり山内の協働研究推進室の活用を充実させ、企業や大学等との連携を強化します。

## ② これからの高齢社会に求められる人財の育成

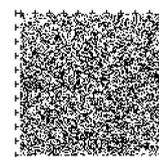
介護人財育成センターにおいて、介護人財不足の解消とこれからの高齢社会に求められる人財を育成するための各種研修や、介護を行う市民向けの研修等による介護人財の裾野拡大に取り組みます。また、介護サービス事業者を支援する取組を行います。

事業名	事業の内容
各種研修の拡充	専門職向け研修及び市民向け研修について、介護サービス事業者や家族で介護する市民のニーズを捉えて拡充していきます。福祉 Labo どんぐり山の機能を活かした研修に取り組みます。

## ③ 在宅生活の継続を支援するための市独自サービスの提供

生活リハビリセンターにおいて、在宅生活を希望する高齢者やその家族を支援する市独自のサービスを提供します。同センターにおいて、在宅医療・介護研究センターや介護人財育成センターの実践や実証に取り組みます。

事業名	事業の内容
生活リハビリセンターにおける実践の発信	生活リハビリセンターは市独自事業として実施することを踏まえて、その実践例や成果をまとめて市民や介護サービス事業者に発信し、既存制度における課題の検証等に取り組みます。



## (2) 在宅医療・介護連携の推進

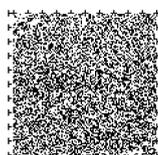
### ① 在宅医療・介護連携の体制の整備

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に医療、福祉、介護等の多職種連携を推進し、看取りや認知症等の対応も含め、地域全体で高齢者を支えていく体制の整備を行います。

また、市民自身が、主体的に今後の生き方や人生の終末期の過ごし方等を考えられるよう、人生の最終段階における医療・ケアについての意思決定支援を図ります。

さらに、入院時から退院後の生活を見据えた取組ができるよう、高齢者のライフサイクルを意識したうえで、医療と介護の両方の関わりが必要となる主な4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識して取り組みます。

事業名	事業の内容
多職種連携の取組	医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター等と協働し、看取りや認知症も含めた多職種支援体制を強化し、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
入退院時の支援	連携窓口みとかでは、主に関係機関からの後方支援病床利用事業を含めた入退院等の相談に対して、適切な関係機関や支援者につなぐなど、相談体制の充実を図ります。また、病院と在宅支援者間で情報の共有化を図り、連携を強化する仕組みづくりを行います。
急変時の支援	市民や関係機関に救急医療情報キットとあんしんキーホルダーの一体化の周知を図り、緊急時の情報についての活用につなげます。また、薬剤師会等との連携により、救急医療情報シートの情報更新を図ります。
ACPの取組	医療機関、介護サービス事業者、地域包括支援センター等の支援者側及び市民に対して、ACPに関する正しい知識の普及啓発を行います。
福祉Labo どんぐり山との連携	在宅医療・介護連携推進協議会等で抽出された課題について、福祉Labo どんぐり山との連携による課題解決に取り組みます。



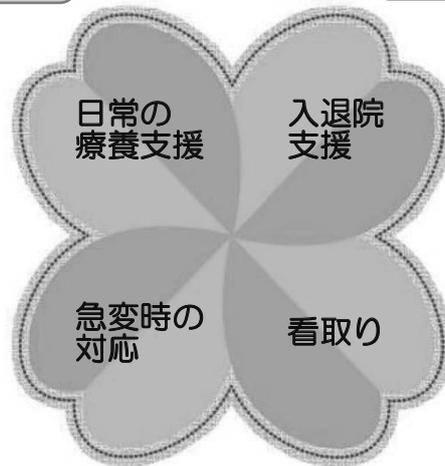
●「在宅医療と介護連携（在宅医療の4場面と三鷹市の取組）」イメージ図

医療・介護関係者の多職種協働によって本人・家族の日常の療養生活を支援することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた場所で生活が出来るようになります。

- 多職種連携の取組

入退院の際に、医療機関、介護事業所等が協働・情報共有を行うことで、一体的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、希望する場所で望む日常生活が過ごせるようになります。

- 後方支援病床利用事業
- 連携窓口みたかの取組
- 多職種連携の取組

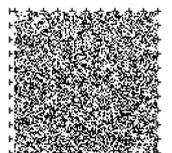


- 救急医療情報キット
- あんしんキーホルダー

- ACPの取組
- 多職種連携の取組

医療・介護・消防（救急）が円滑に連携することによって、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、急変した際に、本人の意思を尊重した適切な対応が行われるようになります。

地域の住民が、在宅での看取り等について十分に認識・理解をしたうえで、人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、医療・介護関係者が、対象者本人と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援します。



### (3) 在宅生活の支援・推進

#### ① 安心した在宅生活の支援

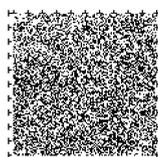
高齢者が自宅でいつまでも安心した生活が送れるよう、救急医療情報キット及び「あんしんキーホルダー」の普及啓発のほか、生活支援サービス、緊急通報サービスその他の在宅福祉サービス等の高齢者の日常生活を支援するサービスの利用促進を図ります。

事業名	事業の内容
救急医療情報キットの普及啓発	消防署等と連携し、緊急時に必要となる、かかりつけ医療機関や持病等の情報を記載・保管する救急医療情報キットの普及啓発を図ります。
「あんしんキーホルダー」の普及啓発	緊急時における高齢者の身元や緊急連絡先の確認が行えるほか、地域包括支援センターとの関係づくりのきっかけとしても活用できる「あんしんキーホルダー」の普及啓発に努めます。
在宅福祉サービスの利用促進	三鷹市社会福祉事業団と連携を強化するとともに、生活支援サービス、緊急通報サービスその他の在宅福祉サービスの利用促進を図ります。
ふれあいサポート（ごみ出し・安否確認）事業の推進	ごみ出しをすることが困難な市民を対象に、ごみ出しを支援し、併せて安否確認を行うふれあいサポート事業を推進します。

#### ② 家族介護者への支援

介護者である家族（ダブルケアラー等を含む。）の介護にかかる負担感を軽減するため、三鷹市社会福祉協議会等との協働により、家族介護者交流事業等の充実を図ります。また、「介護離職」を防止するための制度の周知を図ります。

事業名	事業の内容
家族介護者への支援の充実	在宅で家族を介護している介護者の心身のリフレッシュと介護者同士の交流を図るため、定期的な情報交換の場や講座を実施します。また、介護者が日頃の介護で感じる不安や心配ごとの個別相談ができる場を定期的開催し、介護者のストレスケアを図ります。さらに、ダブルケアラー、介護離職等の介護に関わる課題に対する啓発活動を進め、様々な状況の家族介護者が集いやすい場の創出を目指します。
介護技術向上教室実施の推進	介護による疲労の軽減等を図るため、介護サービス事業者や市民団体等と連携し、介護技術向上教室の実施を推進します。
緊急時一時対応の支援	介護者である家族の急な入院や特別な事情により、緊急で一時的に介護が必要な方に対し、介護保険外でのショートステイが利用できるよう支援します。
介護保険制度、介護休暇制度等の周知等による介護離職防止	要介護状態等にある家族の介護を理由とする「介護離職」を防止するため、三鷹市介護保険事業者連絡協議会や市内企業、関係部課等と連携し、介護保険制度、介護休暇制度（職場環境の改善を含む。）等の周知と普及啓発を図るとともに、地域に出向いての相談会の実施などを検討します。



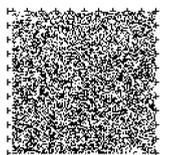
介護保険事業の適正な運営、サービス基盤の整備・充実、介護保険サービスの質の向上、将来にわたりサービスの提供を支えることのできる人財の確保等を図ることにより、介護保険制度の円滑な運営に努めます。また、介護サービスを持続的に提供できるよう、負担と給付のバランスを考えながら、介護保険財政の健全性を確保することで、安定的な財政運営に努めるとともに、引き続き、介護給付費等の適正化に努めます。

## (1) 介護保険事業の円滑な運営

### ① 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度の周知に努めるとともに、相談体制の充実等を推進することにより、介護サービスを必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

事業名	事業の内容
介護保険事業の推進	国、東京都の動向を見ながら、三鷹市の実情に応じた介護保険事業計画を策定・推進するとともに、介護保険事業の円滑な運営に努めます。
保険者機能強化推進交付金等の評価指標の活用等	保険者機能強化推進交付金等を活用して施策の充実・推進を図ります。また、本計画の達成状況の確認や制度全般の運用には、PDCAサイクルが重要となるため、同交付金等の評価指標等を活用して課題の分析、改善・見直しを行います。
介護保険制度の周知	介護保険制度の円滑な運営に向け、市ホームページや広報みたか、パンフレット等を活用しながら、制度やサービスの情報等の周知を図るとともに、窓口に来ることが難しい等の事情を抱えている利用者への対応に努めます。
介護予防施策の推進	要介護状態等の軽減や重度化防止のための介護予防の諸施策を、地域の社会資源と連携し、積極的に推進します。
介護サービス事業者からの相談窓口の設置等	介護サービスが安定的に提供されるよう、介護サービス事業者からの各種相談に総合的に対応するため、専門職に相談できる窓口の設置を検討します。また、相談内容に応じて適切な支援が受けられる制度の導入について検討します。
地域の介護サービス事業者同士の連携体制の構築	介護サービスを提供している事業者のうち約6割を占める小規模な事業者が、単独では取り組みにくい課題等に対応するため、介護サービス事業者同士が緩やかに連携し、助け合える連携体制を構築します。
介護保険制度の改善要請	保険者の立場から、介護人財の処遇改善に向けた意見や介護保険制度の問題点等がある場合には、遅滞なく市独自の改善要請を国や東京都に対して実施するほか、市長会等を通じて他の保険者と連携して改善要望を提出していきます。



## (2) 介護保険サービスの充実

### ① 在宅サービス基盤の充実

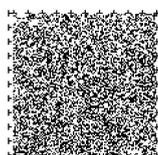
高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス等の充実やサービス提供を支える人財の確保を図るとともに、在宅サービス基盤の中心となる、介護支援専門員不足の解消に向けて取り組みます。

事業名	事業の内容
地域密着型サービスの充実	介護ニーズの変化等を適切に見込むことで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービスの必要量の確保・充実を図るとともに、提供について周知等を行います。
介護予防・生活支援サービス事業の充実	ボランティアやNPO法人など、多様な主体を担い手とした在宅サービス（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス）の導入を含め、介護予防・日常生活支援総合事業における在宅サービスの充実やサービス提供を支える人財の確保に必要な取組を行います。
介護支援専門員の確保・定着支援	市内で一定期間継続して居宅介護支援又は介護予防支援に携わること等を条件とした、介護支援専門員の資格取得及び更新に係る費用等の助成を実施します。
居宅介護支援事業所の開設支援	市内で一定期間継続して居宅介護支援又は介護予防支援を提供すること等を条件とした、新たに開設する居宅介護支援事業所の開設費用等の助成の実施を検討します。

### ② 施設等サービス基盤の充実

在宅での生活が難しくなった高齢者に対し、施設等サービス基盤の整備・充実に努めます。

事業名	事業の内容
サービス付き高齢者向け住宅等の設置状況の把握	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、設置状況を把握するとともに、利用に際して必要な情報提供を行うほか、東京都と連携し、必要に応じて特定施設入居者生活介護の指定を促すなど、必要な取組を行います。

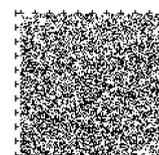


### (3) 給付の適正化と保険料の設定

#### ① 給付適正化の推進

介護が必要な人を適正に認定し、適切なケアマネジメントにより必要とするサービスを見極め、事業者が適正にサービスを提供することを促すため、介護給付適正化の取組を進めます。取組に当たっては、「第9期東京都高齢者保健福祉計画(令和6年度～令和8年度)」との調整・連携を図りながら進めます。

事業名	事業の内容
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業者等が作成した変更認定又は更新認定に係る認定調査票の内容について、市職員が書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
ケアプラン点検・ケアマネジメントの適正化支援	利用者が真に必要とするサービスを確保するため、「三鷹市ケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携しながら、ケアマネジメントの質の向上を目指します。ケアプラン点検は、真に必要とするサービスを確保するうえで基本となる事項を、介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指して、①チェックシート等を活用したケアプランの内容確認、②明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達、③地域の主任介護支援専門員からのアドバイス、④自己点検シートによる介護支援専門員による自己チェック及び保険者による評価を行うとともに、⑤介護支援専門員への講習会の開催等を一体的に実施します。
住宅改修・福祉用具点検	住宅改修の工事見積書等の点検、福祉用具の必要性や利用状況等の確認、訪問点検の実施等により、不適切又は不要な住宅改修、福祉用具購入・貸与をなくし、受給者の身体の状態に応じて必要な住宅改修等の利用を推進します。また、必要に応じて、リハビリテーション専門職が福祉用具の利用状況を点検し、利用についてのアドバイス等を実施します。
縦覧点検・医療情報との突合	東京都国民健康保険団体連合会と連携し、効果が見込める帳票に点検を重点化することで、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な対応を行います。また、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。
介護サービス事業者に対する指導・監査等	介護サービス事業者に対して、定期的に実地指導を行うことにより、介護事業運営の適正化と介護サービスの質の向上を図ります。また、法令遵守の徹底を図るため、介護サービス事業者のための運営の手引き書、自己点検票、集団指導等の充実を図り、人員、設備、運営基準等に関する周知・啓発に努めます。



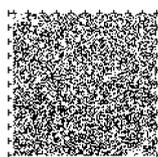
■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業者等が作成した認定調査票の全件点検を実施	指定居宅介護支援事業者等が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査票を全件点検します。
ケアプラン点検・ケアマネジメントの適正化支援	月1件以上のケアプラン点検（3年間で、市内全ての指定居宅介護支援事業者に対し実施）	地域の主任介護支援専門員と連携し、利用者の自立支援に資するケアプランになっているかを点検することにより、担当介護支援専門員の「気づき」を促します。
住宅改修・福祉用具点検	住宅改修及び福祉用具の利用状況の書面点検・訪問点検を実施	利用者に対し訪問調査等を行い、住宅改修及び福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。 さらに、必要に応じて、リハビリテーション専門職が福祉用具の利用状況を点検し、アドバイス等を実施します。
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検・医療情報との突合において有効性が高いと見込まれる帳票を毎月継続的に確認	不適切な給付については是正を求めるとともに、返還に至らないケースでも、必要に応じて注意喚起や指導を行います。
介護サービス事業者に対する指導・監査	指定更新を迎える事業所に対する実地指導及び介護サービス事業者のための運営の手引き書、自己点検票、集団指導等の充実	年間計画に基づき、計画的に取り組めます。

② 要介護認定の公平性の確保

要介護（要支援）認定の調査及び介護認定審査が、法令に基づく基準に従い適正に実施されるように、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修等を引き続き実施するとともに、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、必要な体制を計画的に整備していきます。

事業名	事業の内容
介護認定審査会の体制の充実	増加する要介護認定申請に対応するため、介護認定審査会の体制の充実を図ります。
認定調査体制の充実	認定調査体制の充実を図るため、職員による調査と民間事業者への調査委託を継続します。
認定調査員の質の確保	調査の客観性・公平性の確保及び認定調査員の資質の向上のため、調査員を対象に継続的に研修を実施します。
介護認定審査の公平性の確保	介護認定審査の公平性を確保するため、継続的に研修や全体会議を行い、介護認定審査会の合議体間の均質化を図ります。
遅滞なく適正に実施するための要介護認定体制の計画的な整備	要介護認定における業務の簡素化等も視野に入れながら、引き続き、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、ICTやAIの更なる活用の検討を進めるなどして、必要な体制を計画的に整備していきます。



■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
認定調査員の質の確保	調査員を対象とした研修を、年10回以上実施	調査員の質の確保を図るとともに、調査の客観性・公平性をより一層向上させるため、調査員を対象とした研修を実施します。
介護認定審査の公平性の確保	介護認定審査の公平性の確保に向けた介護認定審査会の合議体間の審査判定結果の平準化の実施	介護認定審査会委員を対象に、東京都と連携しながら研修を実施します。業務分析データ等の内容を定期的に確認します。
遅滞なく適正に実施するための要介護認定体制の計画的な整備	要介護認定の申請から認定結果が出るまでの期間を、前期計画期間中で最も短かった令和3年度実績（38.8日）より短縮します。 【令和8年度目標値】	申請受付等の要介護認定に係る一連の業務内容の精査を行い、期間短縮のための業務の見直しを図ります。

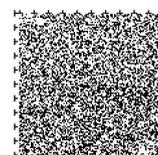
③ 適正な保険料の設定

低所得者に配慮した多段階の保険料率の設定を継続するとともに、保険給付費準備基金の活用等により、介護保険料の上昇を抑制しつつ、適正な介護保険料を設定します。

事業名	事業の内容
適正な保険料の設定	介護サービス利用者数・施設整備計画等に基づき、サービス利用量（給付費）を見込み、給付費に見合う適正な保険料になるよう設定します。
低所得者への配慮	国制度の公費負担による保険料軽減と、市独自の保険料個別軽減制度を継続し、低所得者への配慮に努めます。
保険料の収納率向上	健全な財政運営と負担の公平性を図るため、保険料の収納率向上に努めます。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
保険料の収納率向上	収納率 98.0%以上 【令和6年度～8年度目標値】	文書による督促、催告、夜間電話催告、分納相談等、被保険者に寄り添う納付勧奨を実施することにより、保険料の収納率向上に取り組めます。



## (4) 介護保険サービスの質の向上

### ① 第三者評価事業の推進と支援

第三者評価機関による評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供が行われるよう支援します。

事業名	事業の内容
第三者評価の推進と支援	介護サービス事業者の質の向上を図るとともに、利用者が効果的に事業者を選択できるよう、事業者が実施する第三者によるサービス評価事業を推進するとともに、良質なサービス提供が行われるよう支援します。

### ② 介護サービス事業者に対する指導・監査等

介護サービス事業者に対して、人員、設備、運営基準等についての介護保険関係法令、条例等の遵守の徹底を図るため、法令に基づき、定期的に実地指導を行うとともに、必要に応じて監査を実施します。

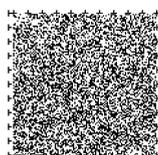
また、法令遵守の一層の徹底を図るため、人員、設備、運営基準等に関する周知・啓発に努めます。

事業名	事業の内容
介護サービス事業者に対する指導・監査等	介護サービス事業者に対して、定期的に実地指導を行うことにより、事業運営の適正化と介護サービスの質の向上を図ります。 また、法令遵守の一層の徹底を図るため、介護サービス事業者のための運営の手引き書、自己点検票、集団指導等の充実を図り、人員、設備、運営基準等に関する周知・啓発に努めます。
サービス提供時の災害・感染症対策	サービス提供時には、災害・感染症対策を実施するよう介護サービス事業者へ指導するとともに、国、東京都からの最新情報等を周知します。

### ③ 事業者情報の提供・公開の促進

介護サービス事業者等に関するデータベースの運用を行い、介護サービスの空き情報等の最新情報をウェブサイトから情報発信するなど、介護サービス事業者情報の提供・公開を促進します。

事業名	事業の内容
介護・医療・地域資源情報データベースシステムによる事業者情報の発信	介護サービスの空き状況等をタイムリーに発信・更新できるよう、介護サービス事業者が自ら情報を更新できる「介護・医療・地域資源情報データベースシステム（三鷹かよおっと）」の運用を行い、ウェブサイトでも情報発信を行います。
介護サービス事業者ガイドブックの作成・配布	介護サービス利用者をはじめ、市民が広く介護サービス事業者を選択することができるよう、介護サービス事業者ガイドブックの作成・配布を行います。



■計画期間中の目標

事業名	目標	取組
介護・医療・地域資源情報データベースシステムによる事業者情報の発信	24 時間、365 日、介護サービス事業者情報を発信	メンテナンスが必要な場合を除き、24 時間、365 日、介護サービス事業者の情報を提供できるよう、適切なシステムの運用管理を実施します。

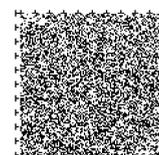
④ 介護保険事業者連絡協議会との連携

三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、各種研修の実施等を通じて、その活動を支援します。介護サービス事業者同士が、研修や各種活動を通じて、交流の機会を増やし、介護サービスの質の向上を目指して、互いに切磋琢磨し相談しあえる関係の構築を支援します。

また、介護保険制度の円滑かつ適正な運営を図るため、介護サービス事業者向けに、介護保険の法令・制度改正等に関する情報提供と法令遵守に係る周知・啓発、法令解釈に係る相談支援の充実に努めます。

さらに、ケアマネジメントの質の更なる向上を目指し、同協議会との連携により策定した「三鷹市ケアマネジメントに関する基本方針」を周知するとともに、介護支援専門員のスキルアップ研修等を実施します。

事業名	事業の内容
三鷹市介護保険事業者連絡協議会との連携	介護サービスの質の維持・向上を図るため、研修の実施、情報提供等を行うなど、同協議会と連携します。
ケアマネジメントに関する基本方針の周知と介護支援専門員のスキルアップ研修の実施	ケアマネジメントの質の更なる向上を目指し、同協議会と連携して第八期計画期間中に策定した「三鷹市ケアマネジメントに関する基本方針」を周知するとともに、介護支援専門員のスキルアップ研修を実施します。



## (5) 介護人財確保と業務効率化の支援

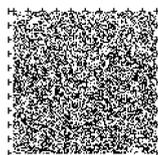
### ① 離職防止・定着促進支援

介護サービス事業者と連携を図り、介護の仕事に携わる人財が長く働ける環境の整備に取り組みます。

事業名	事業の内容
長期勤続者の表彰制度の実施	慰労や勤続意欲の向上のため、市内の介護施設等で長年にわたって勤務した介護職員等に対し実施している市長からの表彰制度について、対象となる職種の範囲を拡大します。
スキルアップ研修の実施	介護職員等のスキルアップにつながるよう、三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、事例検討等を通じた介護技術等のスキルアップ研修を実施します。 また、介護サービス事業者が職員を研修に参加させやすくなる仕組み等について、同協議会と連携して検討します。
管理職のマネジメント力の向上等の支援	介護職員等が働きやすい職場環境を実現するため、三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、介護サービス事業所の管理者向けに、職場環境・労働条件の改善、職場内コミュニケーションの円滑化等のマネジメント力の向上、施設内での職員間又は利用者からのハラスメント防止に資する研修等を実施します。
現場リーダーの育成支援	中堅職員向けに、現場のリーダーとして活躍できる育成支援研修を実施します。 また、管理職等向けを含めたこれらの研修を通じて、法人や事業所の垣根を超え、管理者同士、中堅職員同士が交流し相談しあえる関係の構築を目指します。
若手職員等向け合同研修・交流会の開催	三鷹市で介護職員等として働くことの意欲を高めるとともに、横のつながりを生み出すため、三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、市内の介護サービス事業者の若手職員等を対象に、他の介護サービス事業者の若手職員等との合同研修・交流会を実施します。
産休、育休等取得環境整備支援	介護職員等の、出産、育児、介護等を理由とした離職を防止するため、産休、育休、介護休暇を取得しやすい職場環境の整備支援について検討します。
効率的な業務運営向上支援	介護職員等の身体的・精神的負担を軽減し、介護の質を維持しながら、効率的な業務運営を実現することで、働きやすい職場環境づくりを推進するため、ICTの導入やロボット、センサー等の導入支援を行います。
こころ・仕事の悩み相談室の実施	介護職員等の職場での人間関係、ストレス、ハラスメント等による離職防止、部下や後輩の指導・育成、職場環境の整備・改善等の労務管理について、専門職に相談できる窓口の整備を検討します。

#### ■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
管理職等のマネジメント力の向上支援	介護職員等の離職率 14.4%未満 【令和7年度目標値】	労働条件等の改善、職場内コミュニケーションの円滑化、ハラスメント防止等を支援することで、介護職員等が働きやすい職場環境の実現を支援し、離職率の減少を目指します。



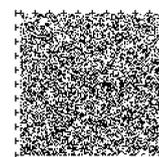
## ② 介護人財確保の支援

介護サービス事業者と連携を図りながら、介護人財確保等の状況を把握し、効果的な支援策を実施します。また、介護人財の裾野を広げる取組を行うとともに、外国人介護人財の受入支援、潜在的介護人財の復職・再就職支援等を行うことにより、多様な介護人財の確保を図ります。

事業名	事業の内容
介護人財確保のための取組の実施	市内で一定期間継続して就労することを条件に、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の受講料、介護福祉士の資格取得費用の助成を実施します。また、引き続き保育園への優先的な入園等、生活面のサポートについて検討・実施します。
潜在的介護人財の復職・再就職支援の実施	妊娠、出産、介護等によりいったん介護職から離れた人財を対象に、再び介護の現場で活躍していただくため、再就職に係る費用の助成等、潜在的介護人財の復帰支援を検討します。
外国人介護人財の受入支援事業の実施	外国人介護人財の介護施設等での受入れを支援するため、外国人介護人財の方を対象に、介護現場の専門用語を中心とした日本語の読み書き、会話能力の向上等のコミュニケーション支援、生活習慣等に関する研修等を実施します。また、関係団体と連携して受入れに関する支援事業等の周知を実施します。
介護職員処遇改善加算等の取得支援	介護職員処遇改善加算（介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬に加算して支給する制度）等について、事業所が適切に介護職員の処遇改善につながる加算を取得できるよう周知・啓発を行います。
東京都の介護人財関連事業等の活用	人財確保・育成のため、東京都をはじめとした様々な団体が提供する介護人財関連事業について、積極的に周知、活用します。

### ■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
介護人財確保のための取組の実施	介護職員初任者研修費用、介護福祉士実務者研修費用、介護福祉士資格取得費用の補助金受給者数 60人 【令和8年度目標値】	市内で一定期間継続して就労することを条件とする補助制度を活用することで、介護人財の確保を図ります。
外国人介護人財の受入支援事業の実施	外国人介護人財の活用を「している」又は「検討している」割合が令和4年度（34.4%）より増加することを目指します。 【令和7年度目標値】	外国人介護人財に関する周知活動や研修の実施を通じて、外国人介護人財の受入れに向けた体制整備を支援します。



### ③ 介護職の魅力向上支援

介護職の魅力を広く伝えることにより、介護職に対するイメージの向上を図ることで、多様な人財の介護職への参入促進につなげます。

事業名	事業の内容
介護のおしごと講演会 & ワークショップの実施	パネルディスカッションや介護の仕事に関するイベントを実施し、介護職に関する関心と理解の促進を図ります。
介護人財の裾野を広げる取組の実施	次世代を担う小学生とその保護者を対象に、夏休み期間を利用し、市内の介護施設において、介護施設体験教室を実施します。また、職場体験を控えた中学生を対象に、介護の仕事を分かりやすく説明した小冊子を配付します。
国、東京都の介護職の魅力向上事業の活用	国や東京都をはじめとした様々な団体が実施する介護職の魅力等の情報発信事業を積極的に周知、活用します。

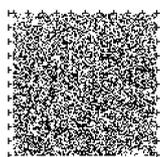
### ④ 業務効率化の支援

介護サービス事業者の業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減を推進します。特に、事業所の新規指定時や指定更新時、実地指導等における提出書類を精査し、事業者の文書負担の軽減を図ります。また、介護サービス事業者に対して、介護ロボット等の活用に向けた支援を行うことで、介護の質を維持しながら効率的な業務運営の実現を図ります。

事業名	事業の内容
文書負担の軽減支援	業務の効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び電子申請・届出システムによる受付を開始する等、ICT等の活用を推進します。
事業所の新規指定、指定更新、実地指導の際の文書負担の軽減	事業所が新規指定を受ける際や、6年に1度の指定更新時及び実地指導を行う際の必要書類などについて精査し、事業者の文書負担の軽減を図ります。また、指定更新時や様々な加算の取得のための届出の際に必要な書類の作成方法等の相談に対応する窓口の設置を検討します。
介護ロボット等に触れる機会の提供と導入・活用支援	三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携を図りながら、介護サービス事業者が、先進の介護ロボット、センサー及びICTの利便性や活用方法等を確認できる体験会、研修会等を実施します。また、介護ロボット、センサー及びICTを導入する際の助成を実施します。
国、東京都の介護ロボット等の導入補助制度等の活用支援	国と東京都が実施する介護サービス事業者の介護ロボット、センサー及びICTの導入への補助等について、積極的に周知し活用を支援します。

#### ■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
介護ロボット、センサー等に触れる機会の提供と導入・活用支援	体験会、研修会への参加事業所数 100 事業所 【令和6年度～令和8年度目標値(延べ)】	介護ロボット、センサー等に触れる機会の提供や助成事業、活用研修等を実施することで、導入及び活用を促進します。



## (6) 災害や感染症への備えの充実

### ① 災害・感染症への備えの充実

三鷹市介護保険事業者連絡協議会等と連携し、日頃から災害や感染症に対する備えの周知啓発等を実施するとともに、災害や感染症発生等の緊急時には、介護サービスの提供に支障が出ないように、介護サービス事業者への支援を行います。

事業名	事業の内容
災害・感染症に対する備え	三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携して、災害や感染症に対する備えとして、介護サービス事業者に対し、平時から災害に備えた避難訓練の実施や感染症発生時に備えた事前準備（訓練実施等）の周知啓発等を行うとともに、介護サービス事業者等の職員が災害や感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、関係機関と連携し災害や感染症に対する研修等を実施します。
緊急時における介護サービス事業者への支援	災害・感染症発生等の緊急時には、要介護者・要支援者への介護サービスの提供に支障が出ないように、介護サービス事業者に対し市独自の支援を速やかに実施できる仕組みについて構築するほか、国、東京都と連携した支援にも引き続き取り組みます。

### ② 災害・感染症発生時の連携体制の整備

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

事業名	事業の内容
災害・感染症対策に係る体制整備	東京都の各関係機関、介護サービス事業者、地域包括支援センター、防災関係部局等と連携し、災害や感染症が発生した際は、速やかに多角的な対応を行えるよう支援体制を整備しておくとともに、関係部局と連携して、介護サービス事業者が災害や感染症の発生時に必要とする物資について、備蓄、調達、供給体制をあらかじめ整備します。
災害時の安否確認等に関する協定締結	災害が発生した場合に、在宅の高齢者の安否確認や避難所等への避難誘導及び避難所等での介護サービスの提供を行うため、介護サービス事業者等と災害時協定を締結することを検討します。
介護サービス事業者の業務継続計画等との連携の確保	全ての介護サービス事業者が策定している業務継続計画が有効に機能するよう、災害や感染症が発生した場合の連絡・相談窓口を周知するとともに、福祉避難所の指定を受けている介護サービス事業者を中心とした合同訓練の実施を検討します。

